

吉岡町都市計画マスタープラン改定業務委託公募型プロポーザル

参加表明書に対する質問とそれに対する回答

No.	質問	回答
1	<p>実施要領 P7 に記載のある、(1) 技術提案書を提出する者の要件のうち、イ同種業務 A について、「立地適正化計画策定業務」、「用途地域見直し業務」も同種業務と認めていただくことは可能でしょうか。</p> <p>また、「実績」というのは公募開始日時時点で業務が完了しているもののみを指すのでしょうか。</p>	<p>(1) 次に該当する業務は、同種業務と認めます。ただし、具体の案件については、必ずお問い合わせください。</p> <p>ア 立地適正化計画策定業務で、非線引き都市計画区域における用途地域の指定のない区域に居住誘導区域及び都市機能誘導区域を設定したもの</p> <p>イ 用途地域見直し業務で、非線引き都市計画区域における用途地域の拡大（拡大される用途地域が工業専用地域のみ場合は除く。）を含むもの</p> <p>(2) 実績に関する期間の考え方は、お見込みのとおり、公募開始日時時点で業務が完了しているもののみを指します。</p>
2	<p>実施要領 P7 に記載のある、(2) 配置予定管理技術者及び配置予定担当技術者の要件のうち、各技術者の実績について、照査技術者として従事した業務を実績とすることは可能でしょうか。</p>	<p>管理技術者として従事した業務を実績とし、照査技術者として従事した業務は実績としません。</p>

No.	質問	回答
3	<p>「実施要領 P7 に記載のある、(2) 配置予定管理技術者及び配置予定担当技術者の要件」について、管理技術者として従事した実績のみという回答がございましたが、担当技術者としての従事した業務を実績とすることは可能でしょうか。</p>	<p>原則として、管理技術者として従事した業務が対象です。ただし、担当技術者として本人が中心となって行った業務と判断することができる場合は、実績として認める場合があります。具体の案件については、必ずお問い合わせください。</p>
4	<p>業務実績について、複数年にわたり計画策定をしている業務については、各年の実績を1業務扱いとすることは可能でしょうか。</p>	<p>複数年にわたり計画策定している業務は、1件とします。各年の実績を1業務扱いとすることはできません。</p>
5	<p>ヒアリング日程について、2月6日(木)を予定されていますが、予定管理技術者にあいにく先約があります。別日程で調整いただくことは可能でしょうか？</p>	<p>別日程で調整することは可能です。</p>
6	<p>同種業務の件数について、実施要領の別表第1に「3業務まで1業務につき1点」とあります。これは、実施要領 P7 12.(1)イにあるA業務・B業務合わせた件数でしょうか？</p>	<p>件数については、A及びBを合わせた件数です。ただし、その内訳については、実施要領 12(1)イの記載のとおり、A及びBそれぞれに対して1件以上業務実績があることを必須としています。</p>
7	<p>提案書への記載事項について、実施要領 P8 13.(3)に「プロジェクト体系図」とありますが、これはどのようなものを想定されていますでしょうか？</p>	<p>業務委託における作業体制図として作成されるものを想定しています。</p>

No.	質問	回答
8	<p>審査の基準として要領に別表第1・第2がありますが、実施スケジュール、プロジェクト体系図、見積書及びヒアリングが含まれていないと思われます。これらは審査の対象になりますでしょうか？ 対象になる場合、そのウエイトはどの程度になりますでしょうか？</p>	<p>実施スケジュール、プロジェクト体系図、見積書及びヒアリングの状況を踏まえ、別表第2の項目を評価します。</p>